

住宅用家屋 証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅 又は
認定低炭素住宅 以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 }] がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	奈良県磯城郡三宅町 大字
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
家屋番号	

年 月 日

奈良県磯城郡 三宅町長 森田 浩司

(注1) { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。